

東京都町田市立金井中学校 金井中みんなの会 会則

昭和59年（1984年）5月30日 設立

令和5年（2023年）12月13日 改正版

この会則は大切に保存してください

金井中みんなの会 会則

第一章 総 則

第1条 (名称及び所在地)

本会は、「金井中みんなの会」と称し、事務所を東京都町田市立金井中学校(東京都町田市金井6-15-1。以下、「本校」)におく。

第2条 (会 員)

本会の会員は、本校の生徒の保護者及び教職員を対象とする。

第3条 (目 的)

本会は会員が学校と協力し、家庭と学校と地域、社会における本校のすべての生徒の健全な成長を見守ることを目的とする。

第4条 (活動方針)

本会は教育を本旨とする民主的団体として、つぎの方針で活動する。

(1)本会は自主独立するものであって、いかなる他の個人・団体からも干渉されないものとする。

(2)会員の協力により生徒のよりよい教育環境の整備をはかるとともに、関係機関および地域との連携をはかるものとする。

(3)本会と学校との関係は、相互にその自主性を尊重し学校の運営、人事については干渉しないものとする。

(4)本会は特定の政党・組合・宗教団体・営利団体を支持したり反対するような活動はしないものとする。

(5)本会の事務局メンバー、会員は本会の名において選挙活動をしないものとする。

(6)本会活動に関わる事由で収集した個人情報、外部またはそれに準ずるものへの漏洩・提供・使用を禁止する。

第二章 組織と事務局・会計監査

第5条 本会の組織はつぎの通りとする。

(1)総会 (2)事務局

第6条 本会では事務局メンバーを共同代表とする。(校長・副校長・学年主任3名を含む)

ただし、事務局メンバー以外に会計監査係を設置する。

第7条 事務局メンバーの選出はつぎの方法でおこなうものとする。

(1)事務局メンバーは立候補を原則とし、立候補者がいない場合は、事務局と事務局選出係で選出方法を検討及び実施し、公正な選出を行い、総会で決定する。

(2)事務局選出係の活動は、細則によって別に定める。

(3) 事務局メンバーの定員は定めない。

第8条 事務局の任期は一年とし、再選を妨げない。なお、事務局(旧金井中学校 PTA 本部役員含む)経験者は立候補の意思が無い場合、事務局候補を辞退することができる。

第9条 事務局の任務は次の通りとする。

- (1) 本会の活動の実施に必要な対応をおこなう。
- (2) 地域活動に協力し、会員の募集・統括をおこなう。
- (3) 総会や事務局会等の活動において必要な議事を記録し、必要に応じて会員へ開示する。
- (4) 本会の一切の会計業務をおこなう。

第10条 会計監査系の任務は、その年度終了後に本会の会計監査をおこなう。

第11条 本校の校長、副校長は総会、すべての事務局の会に出席することができるものとする。

第三章 会 計

第12条 本会は活動に対して、賛同する会員より協力金を募るものとする。

第13条 本会の経費は協力金その他の収入によっておこなう。

第14条 本会の予算及び決算は、事務局内の審議を経て総会で承認される。

第15条 協力金の年額及び期の途中については、細則によって別に定める。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第四章 総 会

第17条 総会は次の通りとする。

(1) 総会はつぎの通り開催し、事務局が召集する。

1. 定期総会(紙上総会含む) 毎年1回、年度当初に開催する。
2. 臨時総会(紙上臨時総会含む) 次の場合、適宜開催する。

①事務局が必要と認めたとき。

②会員の3分の1以上が要求したとき。

(2) 総会は本会の最高議決機関であり、会員の2分の1以上の出席を必要とし、そのうちの過半数の承認により決定するものとする。また、委任状を認めるものとし、総会の回答期日までに異議のない会員は事務局に決議事項を委任したものと、参加及び承認したものととする。

(3) 紙面総会は電磁的方法(メール及び Web 等を含むがこれに限らない)においても表決をすることができる。

(4) 決議権は1家族に対して1票とする。

第18条 定期総会にはつぎの事項を提案し、承認を得なければならない。

- (1)本年度事業報告
- (2)本年度会計報告
- (3)本年度会計監査報告
- (4)次年度事業計画
- (5)次年度予算案
- (6)会則の改廃
- (7)その他

第五章 運営・事務局

第19条 事務局会は事務局メンバーで構成され、2分の1以上の出席を必要とする。任務はつぎの通りとする。また、事務局が必要と認めた会員に対して、出席を要請することができる。

- (1)予算決算の審議
- (2)事業計画及び実施
- (3)細則の作成及び実施
- (4)その他必要事項

第20条 本会の活動において委員会の設置が必要な場合は、細則で定める。また、係に関しては、事務局が明示する必要があると判断した場合のみ細則に記載するものとする。

第六章 付 則

第21条 本会はその運営上必要ある場合は、細則を設けることができる。
ただし、その作成改廃は事務局会の決議によるものとし、すみやかに会員に通知するものとする。

第22条 本会の会則は令和 6年 4月 1日より実施する。

平成 9年	5月17日	一部改正
平成10年	5月16日	一部改正
平成10年	9月 5日	一部改正
平成12年	5月15日	一部改正
平成15年	5月12日	一部改正
平成17年	5月 2日	一部改正
平成22年	4月26日	一部改正
平成23年	5月 2日	一部改正
平成24年	5月 2日	一部改正
平成25年	5月 2日	一部改正
平成28年	5月 2日	一部改正
平成29年	5月 2日	一部改正

平成30年 5月 1日 一部改正
令和 元年 5月 8日 一部改正
令和 4年 5月11日 一部改正
令和 5年 2月 1日 一部改正
令和 5年12月13日 刷新

東京都町田市立金井中学校

金井中みんなの会 細則

1. 事務局は校外外と金井育成会とする。
2. 会員より次の係を適宜選出し、該当係の活動をおこなうとともに会員と連携し活動を行う。
 - (1) 事務局選出係
 - ・事務局選出会を設置し、事務局メンバーの選出をおこなう。
 - ・事務局選出係は立候補の意思が無い場合、事務局の候補となることを辞退することができる。
 - (2) 会計監査係（保護者 2 名、教職員 1 名）
 - ・会計監査係は立候補の意思が無い場合、事務局の候補となることを辞退することができる。
 - (3) その他の係は必要に応じて設置する。
3. 経費等の支給
 - 活動に要する交通費等は、次のように支給する。
 - (1) 公共交通機関を利用したとき 実費
 - (2) 自家用自動車を利用したとき 5 kmまで片道200円
以後5 km単位で200円ずつ加算
 - (3) 駐車料金等その他については、事務局が必要と認めたものに関して支給する。
4. 協力金
 - 協力金は一家族年額1,000円とする。

平成16年	3月	8日	一部改正
平成18年	5月	1日	一部改正
平成22年	4月26日		一部改正
平成23年	5月	2日	一部改正
平成25年	2月22日		一部改正
平成25年	5月	2日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成28年	2月19日		一部改正
平成28年	5月	2日	一部改正
平成29年	5月	2日	一部改正
令和 元年	5月	8日	一部改正
令和 4年	5月11日		一部改正
令和 4年	10月12日		一部改正
令和 5年	2月	1日	一部改正
令和 5年	12月13日		刷新
令和 6年	3月	4日	一部改正

金井中みんなの会 個人情報保護方針

金井中みんなの会（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動で必要となり取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めます。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、あらかじめ特定された利用目的以外には利用しません。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応します。

金井中みんなの会 事務局

金井中みんなの会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則は、金井中みんなの会（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会は、個人情報を取り扱う事業ごとに事前に、収集する個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報保護方針」を作成するものとする。

(個人情報の収集)

第5条 本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、特定個人情報及び要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報）については取得しないものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、事務局が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルへのアクセスにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 個人情報(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)を提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名

(2) 提供年月日

(3) 提供する対象者の氏名

(4) 提供する情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

(1) 第三者の氏名/住所

(2) 第三者が個人情報を取得した経緯

(3) 提供を受ける対象者の氏名

(4) 提供を受ける情報の項目

(5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第12条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第13条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第14条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに事務局に報告する。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第16条 本規定の改廃は事務局会で行い、速やかに会員に通知するものとする。

附則

本取扱方法は、2024年4月1日より施行する。

なお、この取扱方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。